○文部科学省告示第百五十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年六月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称		指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
北京ドローイング（座る男）		平成三十年六月二十六日	平成三十年六月二十六日から同年十月三十一日まで	大分県立美術館 館長　新見　隆 大分県大分市寿町二―一	大分県立美術館 大分県大分市寿町二―一 平成二十九年十一月十七日から平成三十年一月二十一日 香川県立ミュージアム 香川県高松市玉藻町五―五 平成三十年四月七日から六月三日 東京オペラシティ　アートギャラリー 東京都新宿区西新宿三―二十―二 平成三十年七月十四日から九月二十四日
北京ドローイング（うつむく僧）		同右	同右	同右	同右
北京ドローイング（重なり合う三人の像）		同右	同右	同右	同右
北京ドローイング（傾く男と少年）		同右	同右	同右	同右
北京ドローイング（横たわる女）		同右	同右	同右	同右
北京ドローイング（立つ女）		同右	同右	同右	同右
北京ドローイング（横たわる男）		同右	同右	同右	同右
伊藤道郎		同右	同右	同右	同右
スザンヌ・ジーグラー		同右	同右	同右	同右
歓びの日		同右	同右	同右	同右
中国人の少女		同右	同右	同右	同右
玉錦（力士）		同右	同右	同右	同右
私の無		同右	同右	同右	同右
別嬪さん		同右	同右	同右	同右
柱壺		同右	同右	同右	同右
無題Ａ		同右	同右	同右	同右
無題Ｂ		同右	同右	同右	同右
二枚の板の愛		同右	同右	同右	同右